2025年４月１日

吸収分割に係る事後開示書面

（分割会社：会社法第791条第１項第１号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面）
（承継会社：会社法第801条第３項第２号及び会社法施行規則第189条に基づく事後備置書面）

東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
大日本印刷株式会社
代表取締役社長　北島　義斉

東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社ＤＮＰ出版プロダクツ
代表取締役社長　入鹿山　智也

大日本印刷株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ＤＮＰ出版プロダクツ（2025 年４月１日付で旧商号であるＤＮＰ書籍ファクトリーから商号を変更しております。以下「承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2025年２月17日付吸収分割契約書（以下「吸収分割契約書」といいます。）に基づき、分割会社の出版印刷事業に関して有する資産、債務、契約その他権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いましたので、以下のとおり本分割に関する法務省令で開示すべき事項を記載した書面を備え置くこととします。

１．本分割が効力を生じた日
2025年４月１日

２．分割会社における法定手続に関する事項
（１）株主の差止請求
本分割は、会社法第784条第２項に基づく簡易吸収分割のため、該当事項はありません。
（２）反対株主の株式買取請求
本分割は、会社法第784条第２項の規定に基づく簡易吸収分割のため、該当事項はありません。
（３）新株予約権買取請求
分割会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。
（４）債権者の異議
分割会社は、会社法第789条第２項及び第３項の規定に基づき、2025年２月18日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

３．承継会社における法定手続に関する事項

（１）株主の差止請求

会社法第 796 条の２の規定に基づく本分割の差止請求を行った株主はいませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求

会社法第 797 条の規定に基づく株式買取請求を行った株主はいませんでした。

（３）債権者の異議

承継会社は、会社法第 799 条第２項の規定に基づき、2025 年２月 18 日付で官報公告を行うとともに、2025 年２月 18 日付で知れたる債権者へ個別に催告を行いましたが、異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

４．本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2025 年４月１日をもって、吸収分割契約に基づき、分割会社から出版印刷事業に関する資産、債務、契約その他権利義務を承継しました。

５．本分割に係る変更登記を行った日

2025 年４月 10 日

６．その他本分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上